

長与町の企業立地支援制度

1. 長与町企業立地促進助成金

企業立地の促進及び雇用の拡大を図ることを目的として、町内において新たに事業所を設置する企業等に対し、助成を行います。

(1) 種別及び要件

種別	要件	助成額	助成時期	助成期間
建物等賃借助成金	①空き店舗等を賃借することにより町内において新たに事業所を設置すること ②新たに雇用した常時雇用する従業員を①で設置した事業所で使用すること	次のうちいずれか低い額 ・施設の賃借料 [※] の1/2に相当する額 ・100万円 (※敷金、礼金その他施設の賃借に要する経費を除き、共益費含みます)	操業開始の日の属する年度の翌々年度	1年間
雇用促進助成金	①施設を建設、購入または賃借することにより町内において新たに事業所を設置すること ②操業開始前6ヶ月から操業開始後6か月の間に、新たに雇用した常時雇用する従業員を2人以上雇用すること	次のうちいずれか低い額 ・従業員の合計数から1人を除いた人数に50万円を乗じて得た額 ・300万円		
雇用する従業員の要件（共通）				
次のいずれにも該当すること （１）操業開始の日又は雇用した日に町内に在住し、かつ当該日から引き続き1年以上町内に居住する者 （２）雇用した日から引き続き1年以上常時雇用をされている者				

申請・お問合わせ先

長与町役場産業振興課 商工観光係 〒851-2185 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1

TEL : 095-883-1111 FAX : 095-883-3337 e-mail : sanshin@nagayo.jp